

施策評価表（平成23年度実績評価と平成25年度方針）

作成日：平成24年9月3日

1 施策の概要						
NO 施策名	02 互いに尊重しあえる意識の醸成			上位 政策	計画を推進していくために	平成24年度 の施策の位 置付け
施策統括課 （課長名）	生活文化課（木暮 昭）			関連課	生活文化課、総務課	
対象	市民	関連する個別 計画等	男女共同参画社会の形成をめざす東久留米市第2次男女平等推進プラン、東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画	予定計 画事業	—	
施策に対する基本的な考え方 （第4次長期総合計画より）	・ 平和な毎日であること、人権が尊重されていることは、人が生きていくうえであたりまえのことである。平和を尊ぶ意識の醸成に努め、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人があたりまえに暮らすことができるまちをつくる。 ・ 男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現を図る。					

2 基本事業の方向性（第4次長期総合計画より）	
（基本事業番号）基本事業名	第4次長期総合計画における方向性
（02-01）平和と基本的人権の尊重	・ 昭和59年「東久留米市平和都市宣言」を行った。今後も市民参加型の施策の実施などを通じ、市民の平和に対する意識の醸成を図る。 ・ 人権教育や啓発活動について、国や都と連携しながら積極的に推進していく。 ・ 児童虐待・配偶者暴力・高齢者の虐待事例等に対し、市民の協力と地域福祉関係者との連携のもと、早期発見と迅速な対応に努める。 ・ 外国人との交流や相互理解を深め、外国人が安心して暮らせるまちづくりを進める。
（02-02）男女共同参画の推進	・ 平成12年10月に「東久留米市男女共同参画都市宣言」を行った。今後もその理念及び男女共同参画社会基本法に基づき、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進していく。 ・ ワーク・ライフ・バランスのため、市民・事業者に対し、柔軟で多様な働き方を可能にするための支援を行っていく。

3 施策の指標と実績						
NO	指標種別	施策の代表的な指標	単位	平成21年度実績	平成22年度実績	平成23年度実績
1	対象指標	市民人口	人	116,579	116,549	116,067
2	成果指標	人権が侵害されてると感じたことがある市民の割合	%	18.3 （21年度調査）	18.9 （23年度調査）	18.9 （23年度調査）
3	成果指標	平和について考えたことのある市民の割合	%	—	86.1 （23年度調査）	86.1 （23年度調査）
4	成果指標	社会全体で見て男女は平等になっていると考える市民の割合	%	—	—	39.7
5						

4 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目		単位	平成23年度実績	平成24年度実績
本施策を構成する事務事業数		本	9	
トータルコスト		千円	39,398	
	事業費（内書き）	千円	19,485	
	人件費（内書き）	千円	19,913	
施策内で事業費の上位1／3を占める事務事業名		男女平等推進センター管理事業 1 3， 8 0 4 千円（ 7 0． 8 %）		

5 施策成果向上に対する事務事業の貢献度	
有効性の「高い」事務事業番号・事務事業名	有効性の「低い」事務事業番号・事務事業名
・02－01－01人権啓発事業 ・02－01－02法律相談事業 ・02－01－04東久留米市平和事業 ・02－02－01男女平等推進市民会議運営事業 ・02－02－03男女平等推進センター管理事業 ・02－02－04男女平等推進センター運営事業 ・02－02－05配偶者暴力被害に対する支援事業	なし

6 平成25年度施策の方針設定に際しての前提条件				
市の関与の妥当性	☐ 市の関与を強化 ☒ 現状維持 ☐ 市の関与を軽減	事業費の成り行き	☐ 対象増加による施策事業費の増 ☐ 対象減少による施策事業費の減 ☐ 受益者の行政需要増加による施策事業費の増 ☐ 受益者の行政需要減少による施策事業費の減 ☐ 制度改訂等による施策事業費の増 ☐ 制度改訂等による施策事業費の減 ☒ 施策事業費の増減なし	事業費削減不可事業名 (市の裁量では事業費削減ができない事業)
	説明：(市と市民の役割分担など) 市として基本的人権や平和意識が尊重される社会に向けての理念の普及などの啓発事業を継続していく一方で、自分ひとりで解決することのできない悩み事や困り事を抱えている市民に対し、その受け皿として、相談・援助等の事業を継続していく役割りを担っていく必要があるため関与を継続していく。		説明：(平成25年度に向けた施策コストの増減要因など) 前年度に引き続き、人権の尊重、平和意識の尊重、男女平等、配偶者暴力被害などの事業に取り組み、その成果を高めていく必要があるが、事業費コストは事務の効率化に努めて抑えながら、各施策に取り組んでいく。	事業費削減不可の金額(%) ※市条例は含まず 平成23年度実績 円 (%) 市の裁量で事業費を削減できる金額(%) 平成23年度実績 19,485,000円 (100 %)

7 施策の現状と課題及び次年度に向けた方向性	
現状と課題	男女共同参画を含む基本的人権の尊重及び平和意識醸成のため、男女平等推進センター等で様々な啓発活動を展開しているところであるが、市で実施しているアンケートの結果では、人権の尊重や男女平等意識の浸透が進んでいない状況である。 平成19年度にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）憲章と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、国や東京都においても平成21年度以降継続して重点課題として取り組みが進められている。 人権に関する相談事業では、複雑で専門化する相談内容が増加している。
	* 上記6の＜施策の方針設定に際しての前提条件＞及び＜国・都の方針及び関係法規等の変化＞＜市民ニーズ、市の状況の変化＞等を踏まえて記載 人権の尊重や平和意識が尊重される社会に向けての理念の普及など、啓発事業を継続していくとともに、人権問題に悩みを抱えている市民に対して、その受け皿として相談・援助等の事業に取り組んでいく。 平成23年3月に策定した東久留米市第2次男女平等推進プラン及び東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画に基づき、計画の具現化にむけて各種施策を展開していく。 人権教育や啓発活動について、国や東京都と連携しながら情報発信などの施策を積極的に推進していく。 ワーク・ライフ・バランスの推進のため、男女平等推進センターの講座等を通じて、市民や事業者に対して、柔軟で多様な働き方を可能とするための働きかけを行っていく。

8 全庁評価会議で示された施策の方向等	
25年度の施策位置付け 重点施策 ☐ それ以外 ☒ ： ＜主な意見＞ ・第2次男女平等推進プラン及び東久留米市第2次配偶者暴力対策基本計画の進捗状況について、市民の視点で評価する。	

9 平成25年度に向けた施策方針	
* 8 全庁評価会議で示された施策の方向等を受けて 第2次男女平等推進プラン及び第2次配偶者暴力対策基本計画の具現化に向けての施策や事業を計画的に推進していくため、条例で設置している男女平等推進市民会議により学識経験者や市民の視点を取り入れ、市民に分かりやすく効果的な進捗状況評価を行っていく。	